

日本共産党を代表されました、土屋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新テロ特別措置法についてであります。
「新テロ特別措置法案」については、現在、国会で審議中であります。
国際社会の平和と安全確保に資することを基本に、慎重に審議されることを期待するものであります。

次に、新年度の予算編成についてであります。
国においては、本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進展を見据える中、「活力ある経済社会と安全で安心して暮らせる社会」や「地方の自立と再生」に向けた施策を実現するため、歳出・歳入一体改革の推進など、「平成20年度予算編成の基本方針」として、閣議決定されたものと受け止めております。

本市の新年度予算につきましては、国の様々な制度改正の動向を注視しながら、限られた財源の中で、引き続き、「教育」「福祉」「安心・安全」などの市政運営の7つのキーワードに基づく重点政策事業に、より財源の重点化を図り、編成に取り組んでまいります。

以上

次に福祉・医療行政についてであります。

まず、介護保険制度についてありますが、剰余金を活用しての保険料の減免制度の拡充については、剰余金は、介護給付費準備基金へ積み立てることとしており、その活用につきましては、第4期介護保険事業計画を策定する来年度において検討することとしております。

低所得者に対する利用料負担軽減策につきましては、現在、国の定めた枠組みにおける軽減策を講じているところであり、抜本的な軽減策を構築するよう、引き続き全国市長会を通じて国に要望してまいります。

次に、介護労働者の実態に対する認識や、これまでの取り組みについてであります。

国は、本年8月に発表した指針において、給与水準がほかの分野と比較すると低いなどの問題点を挙げるとともに、社会保障審議会 介護給付費分科会にワーキングチームを立ち上げ、事業の安定運営と介護労働者の処遇改善を図ることとしております。

本市といたしましても、介護職員の確保は重要な課題であると受け止めているところであり、今後、ワーキングチームの検討結果を踏まえる中で、保険者として実施可能な施策を検討してまいります。

また、事務作業の負荷の軽減につきましても、
国の動向を注視する中で、サービス利用者保護に
留意しつつ、事務の簡素化に配慮してまいります。

以上

次に、障害者施策についてであります。

まず、定率負担の撤回につきましては、国の特別対策もあり、負担能力に一定の配慮をしたものとなっておりますが、国において、利用者負担のあり方を含め、制度全般の見直しが検討されております。

報酬単価および支払方法、障害程度区分、障害児に対するサービス提供の在り方についても見直しが検討されており、国の検討結果を待って、対応してまいります。

地域生活支援事業の国庫負担については、本市としても国に要望しているところであります。

「精神障害者退院支援施設」は、精神障害者の退院を促進するために一定の役割を果たすものとして位置づけられているところであります。

また、本市独自の利用者負担軽減措置については制度の円滑な施行と本市障害福祉計画の具体化のための措置であり、今後の国の制度見直しと、本市の障害福祉計画の達成状況等を見て、その対応を検討する必要があるものと考えております。

障害福祉サービス事業所で働く職員の処遇につきましても、国において改善方策が検討されているところであり、その検討結果を見極めてまいります。

事業所に対する実態調査については、既に２回、全国一斉調査が実施されたところです。

本市としては、これまでも障害者自立支援法の施行状況を注視し、必要な措置を講じてきたところであり、今後とも、同法の推移を見定め、障害があっても地域で安心して暮らせる社会の実現に努めてまいります。

以上

次に、社会福祉法人の指導の在り方についてであります。

まず、提出された要望に対する取り組みについては、今後も社会福祉法第56条第1項など、関係法令・通知等に基づいた指導監査を実施する中で適正な法人運営等を指導してまいります。

次に、利用者の意向調査とそれに基づくサービス提供につきましては、利用者の個々の状況に応じた支援計画の作成等について指導したところであります。

法人と家族会との意見交換につきましては、家族間での意見の相違もありますので、本市としては、利用者を中心に据えた施設の将来に向けて、建設的に話し合ってもらえるよう、関係者の歩み寄りに期待するものであります。

以上

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

本制度は、国民皆保険体制を堅持し、医療保険制度を将来に亘って安定的で持続可能なものとしていくために、創設されたものと認識しており、本市といたしましても、広域連合と連携を図りながら、来年４月から円滑に開始できるよう、引き続き準備を進めて参ります。

次に、本制度における窓口負担は、現行の「老人保険制度」の負担割合と変更はなく、窓口負担の引き上げについては予定されておられません。

次に、市独自の軽減制度についてありますが、広域連合において、低所得者に対する軽減措置を始め、災害や世帯主の死亡などの特別の理由がある場合の減免や徴収猶予の措置も講じられており、こうした広域連合の枠組みの中で対応して参ります。

以上

次に、国保行政についてであります。

まず、保険税については、ここ数年来、繰越金などを活用して継続的に被保険者負担の軽減を図ってきたところではありますが、今年度において収支不足が見込まれるところであり、今後の国保事業の継続的な安定運営の視点などから、さらなる引き下げは困難な状況にあります。

次に、国庫負担率の変更については、退職者医療制度の創設に伴うものであり、医療費負担の公平性を確保するためには、適切な制度変更であったものと考えております。

また、調整交付金の在り方については、全国市長会において、国に要望しているところであります。

なお、特別調整交付金は、画一的には測定できない事業運営にかかわる特別の事情に対して、交付されるものであります。

次に、資格証明書の交付についてであります。

資格証明書の取り扱いについては、高齢社会の進展や格差社会の拡大等の今日的な状況の中で、本市、国保被保険者の医療の確保の観点から、生活保護基準等も参考にし、一定の所得要件を視野に、除外基準を検討することとしており、併せて、滞納者個々の実態をより詳細に把握することにより、保険税負担能力を見極めつつ収納に対処し、被保険者はもとより、市民の理解と協力が得られ

る方向性を求めて参りたいと考えております。

以上

次に、個人住宅耐震化についてであります。

現在、市内には、約 14 万個の住宅がありますが、その中で「新耐震基準」に適合しない、1981 年（昭和 56 年）以前に建築された住宅等について、現在調査を行い、とりまとめを行っているところです。

この調査を基に、耐震化を促進するための「計画」を策定しているところであります。

なお、耐震化の促進の支援策としては、「木造住宅の耐震相談会」を行っており、引き続き、市民への周知、啓発を図るとともに、耐震診断や、助言等を行って参ります。

次に、住宅バリアフリー化についてであります。

高齢者や障害者用のリフトについては、介護保険及び障害者施策でベッドや浴槽への移動を目的としたものを助成の対象としておりますが、屋外での使用に耐えるような設備への助成範囲の拡大は困難と考えております。

以上

次に、圃場整備についてであります。

芦田町内の道路の現状は、幅員が狭くて、線形も悪い市道が多く、市民の日常生活にも、困難をきたしており、本市との合併以来、地域から道路改良の要望が数多く寄せられておりました。

しかし、県道拡幅で整備するためには、多くの家屋移転が発生し、多額の費用を要することや、公図と現地が符合しない箇所も多く、境界が確定しないこと等から、道路改良が進まない状況にありました。

このような状況の中、圃場整備事業と一体的に道路整備を行うことで、最も効率的・効果的な整備が図られることから、地元の合意形成が整った地域から順次事業に着手しております。

また、他地域においても、圃場整備と道路整備を併せて行い、事業効果が高められた事例はあります。

次に、堀町地区の圃場整備についてであります。

当事業も他地区の圃場整備と同様に、地権者100%の同意のもと事業着手し、完了しております。

市道末元本線の未整備箇所は、この圃場整備区域外であります。

次に、県営圃場整備の採択条件であります。

県営で圃場整備を行うには、1地区の受益面積が連担して20ヘクタール以上が必要ですが、当地域は知久が分散しており、県営の採択条件を満たしておりません。

以上

次に、保育行政についてであります。

保育所の再整備計画は、今後の児童数の推移や施設の老朽化など、現在、保育所が抱えている様々な課題を解決し、将来にわたって良質な保育サービスを安定的に提供し、併せて子育て支援を中心とした今日的課題にこたえるため取り組んでいるものであり、引き続き、公立保育所の法人移管についても着実に進めて参ります。

次に、公立保育所の運営費につきましては、健全で安定した財政運営を図る中でその財源を確保してまいる考えであります。

また、保育所運営に対する国への要望につきましては、多様な保育サービスや保育所の適正な運営を確保するための財政措置の拡充等について、これまでも市長会を通じ要望してきたところであります。

以上

次に、駅前広場整備事業についてであります。
駅前広場整備につきましては、交通結節点としての機能の向上を図るとともに、安全性や利便性を備えた、中核市の玄関口にふさわしい魅力ある都市空間を創出するため、施工しているものであります。

なお、石垣以降の保存・活用方法につきましては、今後の発掘調査の状況をふまえながら、現在の計画の中で、福山城の歴史が、しのばれるものとなるよう福山市文化財保護審議会や市議会へ、お示しし、ご意見をお伺いして参りたいと考えております。

以上

次に、幹線道路網整備についてであります、瀬戸学区における事業説明会は、事業の進捗状況や説明会の状況などを総合的に検討した結果、学区全体としては、事業概要に対して一定の理解が得られたとの判断から、2006年（平成18年）2月をもって終了し、現在は、引き続き、説明責任を果たすべく個別対応を実施しているところであります。

また、今後の事業の進め方につきましては、設計協議等の状況や地元関係者の意向を伺う中で、事業者が判断されるものと考えております。

次に、中山城についてであります。中山城は芦田川に沿って北西から延びる低丘陵の先端を空堀で区切って城郭とした、小規模な中世の山城であり、福山湾岸の海上交通・交易との関わりや、草戸千軒町遺跡とのつながりも考えられる遺跡であります。

歴史的遺産の調査、保存については、関係機関と協議し、適切な対応を働きかけてまいります。

次に、橋梁に付帯する歩道の一部が階段になっている橋の安全対策についてであります。

福山市が管理する新涯大橋につきましては、2007年度（平成19年度）から2008年度（平成20年度）までの2カ年で改

修することとしております。

また、東部陸橋や県の管理する同様の橋については、関係機関と連携を図り、安全対策についての協議を進めて参りたいと考えております。

以上

次に、靱港埋め立て架橋についてであります。
総体説明で申し上げた通り、11月22日付で、
免許庁から、公有水面埋め立てに関し意見を求め
られたところであり、今議会中での「埋め立てに
ついて異議ない」旨の議決をお願いしたいと考えて
おり、事業を撤回する考えはございません。

まず、住民の意向についてであります。
本年9月の「靱地区道路港湾整備事業の早期実現
に関する請願書」については、靱町住民1754
戸、4105人の署名を添えて請願されたもので
あり、これは、3年前に提出された推進署名とほ
ぼ同様であり、靱町住民の大多数が事業の早期実
現を熱望されているものと受け止めております。

次に、交通量調査等についてであります。

広島県が実施した交通量調査は、靱町内を移動
する交通量も加味した上で、将来交通量予測等
を行っていると考えております。

計画交通量7300台は、整備する道路の規格
を決定するにあたり、交通センサスに基づき予測
された値であります。

次に、環境影響評価についてであります。

環境影響評価は、本事業が生活環境等に及ぼす
影響を調査するため実施されたものであり、その
結果、大気・騒音等のすべての分野において環境

基準を満たすなど、周辺地域に与える影響は小さいものと考えております。

また、歴史的文化遺産や景観に対しても、広島県文化財保護審議会の答申や「鞆地区道路港湾景観検討委員会」の提言を踏まえ、その影響を最小限度としております。

以上のように、事業による影響を最小限にとどめることが出来ることを検証した上で、この事業を実施すべきと判断したものであります。

鞆町の抱える様々な課題を解決し、再生・活性化を図る本事業については、地元の大多数の方々が早期実現を望まれていることから、今後とも県と連携し、推進してまいり所存であります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブについてであります。

本年度、空調設備の整備や、人数の多いクラブの分割に取り組んでいるところです。

施設、設備の改善につきましては、緊急度、必要度の高いところから対応しており、引き続き、計画的な整備に努めてまいります。

トイレや手洗い場などにつきましては、学校の既存施設を利用しているところであります。

開設時間につきましては、本年４月に見直しを行ったところであり、現行で対応して参りたいと考えております。

次に、児童館につきましては、公民館や市民センターなど、市内の既存の社会教育施設などが有している教育機能の多面的な活用が図られるよう、今後とも取り組んでまいります。

以上

次に、教職員の多忙化解消についてであります。
初任者研修につきましては、本年度の状況を踏まえ、

1 研修の負担を軽減するための、研修レポートや記録等の簡略化。

2 初任者の状況を的確に把握し、個に応じた学校体制での支援の指示。

などを行い、退校時間の改善を図ったところです。

教育委員会への提出書類につきましては、本市独自の文書ファイルシステムを導入して、見通しを持って計画的に作成が出来るよう、改善してきたところですが、引き続き、精選化に努めてまいります。

少人数学級等の教員配置につきましては、教員の子どもと向き合う時間を拡充するための、国における教職員定数改善や少人数学級編成の早期実現を強く要望するとともに、引き続き、本市の重点政策としての少人数指導推進支援事業の充実に努めてまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、様々な人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可をしているものであります。

次に、人権教育・啓発につきましては、憲法が保障する基本的人権を守っていくための取り組みであり、本市は、町づくりの基本理念の一つに基本的人権の尊重を掲げ、その実現をめざし取り組んでいるところであります。

引き続き、「福山市人権施策基本方針」に基づき、あらゆる人権問題の解決に向け、取り組んでまいります。

以上